

平成 26 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

公法（憲法・行政法）問題紙

B日程

平成 25 年 10 月 27 日

13 : 00～15 : 00 (120 分)

(180 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 公法の問題紙は 1 ページから 3 ページである。

科 目 名	ページ
憲 法	1
行 政 法	2～3

3. 解答用紙は、5 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚数	配点
憲 法	2 枚	100 点
行 政 法	3 枚	80 点
合 計	5 枚	180 点

4. 解答用紙は 5 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

憲 法

(配点 100点)

問題 1 (60点)

学校教育法は、小学校においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下、「教科書」という）等を使用しなければならない旨を規定し（第34条第1項）、当該規定は中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用されている（第49条、第62条、第70条第1項、第82条）。文部科学大臣は、図書の著作者又は発行者が申請した図書について、検定の決定又は検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知する。ただし、必要な修正後に再度審査を行うことが適当である場合、決定を留保して検定意見を申請者に通知する（教科用図書検定規則第4条、第7条）。教科書の検定は、教科用図書検定基準に基づき（教科用図書検定規則第3条）、教科用図書検定調査審議会の審議を経て行われる。申請図書に対する検定の審査は、単なる誤記、誤植等の形式的なものにとどまらず、記述の実質的内容に及ぶものである。

以上に述べた教科書検定制度の合憲性を論じなさい。

【資料】 教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）（抜粋）

（検定の基準）

第3条 教科用図書（以下「図書」という。）の検定の基準は、文部科学大臣が別に公示する教科用図書検定基準の定めるところによる。

（検定の申請）

第4条 図書の著作者又は発行者は、その図書の検定を文部科学大臣に申請することができる。

2 前項の申請を行うことができる図書の種目並びに各年度において申請を行うことができる図書の種目及び期間は、文部科学大臣が官報で告示する。

（申請図書の審査）

第7条 文部科学大臣は、申請図書について、検定の決定又は検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、必要な修正を行った後に再度審査を行うことが適当である場合には、決定を留保して検定意見を申請者に通知するものとする。

問題 2 (40点)

宗教団体内部の紛争に対する司法審査の可否について、司法権の観念に留意して、具体例を挙げて論じなさい。

行政法

(配点80点)

問題

甲電力会社は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）23条1項に基づいて、発電用の原子炉を設置するため、原子力規制委員会に対し、原子炉設置許可の申請を行った。原子炉の型式は、加圧水型原子炉（PWR）であり、出力は、約91.2万kw、燃料は、ウランとプルトニウムの混合酸化物燃料を使用することとされている。

これに対して、原子力規制委員会は、甲電力会社の許可申請は、原子炉等規制法24条第1項の許可基準に適合するものとして、2013年8月1日に、原子炉設置許可を行った。A村には、かねてから原子力発電所に反対のグループがあり、その構成するメンバーは、原子炉の設置予定地から5キロメートル以内に居住している。2013年10月1日現在、これらA村の原発反対グループのうち20名（ $X_1 \sim X_{20}$ ）が、取消訴訟を提起し、原子炉の設置を阻止しようと考えている。

原告らは、本件において、原子炉設置許可の取消しを求める原告適格を有するか、次の問いの順序で答えなさい。

問1 取消訴訟の原告適格の有無に関する最高裁判例の一般的な判定基準について説明しなさい。

問2 原子炉施設の周辺に居住する住民が原子炉設置許可の取消しを求める原告適格を有するかについて、もんじゅ訴訟最高裁判決（最高裁平成4年9月22日民集46巻6号571頁）を念頭に置きつつ、論じなさい。

問3 本件原告 $X_1 \sim X_{20}$ らが、本件原子炉設置許可の取消しを求める原告適格を有するか、論じなさい。

参考 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料

物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うことを目的とする。

(設置の許可)

第23条 原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の基準)

第24条 原子力規制委員会は、第23条第1項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 三 原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

2 原子力規制委員会は、第23条第1項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。